

低所得者支援、定額減税及び定額減税補足給付金について

大船渡市では、国の重点支援地方交付金を活用し、「低所得者世帯への給付金」、「定額減税」及び「定額減税補足給付金」を実施します。

1. 低所得者支援等の事業（担当：保健福祉部地域福祉課）

令和5年度（実施済）	令和6年度
〔低所得世帯への給付金〕 令和5年度住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯への給付金（1世帯：10万円） ※対象世帯に18歳以下の世帯員がいる場合は、当該世帯員1人あたり5万円を給付（子育て世帯への加算給付）	〔低所得世帯への給付金〕 令和6年度に新たに住民税が非課税となる世帯又は住民税均等割のみ課税世帯への給付金（1世帯：10万円） ※対象世帯に18歳以下の世帯員がいる場合は、当該世帯員1人あたり5万円を給付（子育て世帯への加算給付）
	〔定額減税〕 （詳細は項番2） 個人住民税所得割と所得税の減税
	〔定額減税補足給付金〕 （詳細は項番3） 定額減税しきれないと見込まれる方への給付金

2. 定額減税（担当：総務部税務課）

令和6年度税制改正に伴い、令和6年度分個人住民税と令和6年分所得税の定額減税を実施します。

(1) 対象者

令和5年の合計所得金額が1,805万円以下の方

(2) 定額減税可能額

住民税所得割分	▶ 1万円 × 減税対象人数
所得税分	▶ 3万円 × 減税対象人数

減税対象人数とは

納税者本人、控除対象配偶者、扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）の合計

(3) 通知

減税後の納税額は、次の方法で通知します。

- ・ **給与特別徴収（給与から天引き）の方**
勤務先では、「特別徴収税額の決定通知書」を配布します。
- ・ **普通徴収（納付書又は口座振替での納付）及び年金特別徴収（年金から天引き）の方**
市では、納税通知書等を6月7日（金）に送付します。

3. 定額減税補足給付金（担当：保健福祉部地域福祉課）

定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、その差額を給付します。

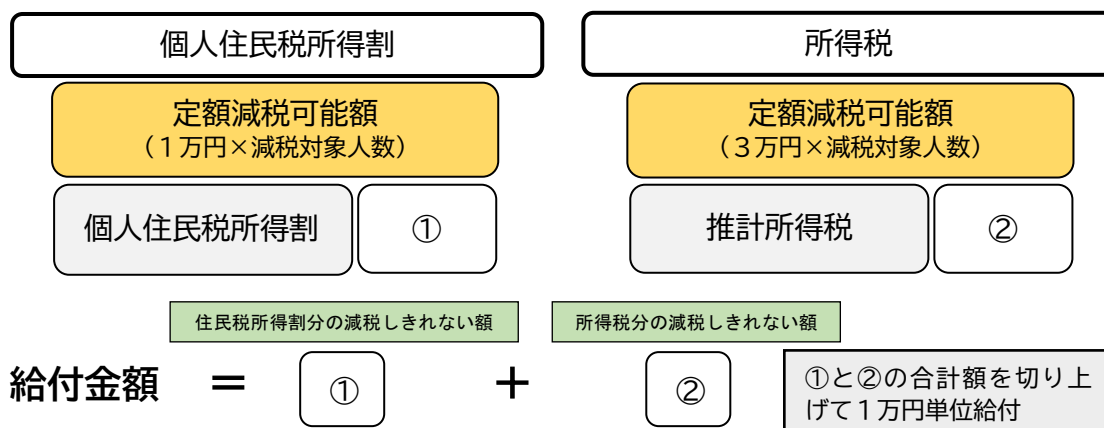
(1) 対象者

定額減税の対象者で、定額減税可能額が「令和6年度分個人住民税所得割」と「令和6年分推計所得税」の合計額を上回る方

(2) 給付額

次の①と②の合計額を切り上げて1万円単位で給付します。

- 〔 ①個人住民税所得割分定額減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割
②所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税 〕



例：①+②=32,000円の場合⇒切り上げて40,000円を支給

(3) 対象者の手続等

	市の通知	対象者の手続	支給時期
マイナンバーカードで「公金受取口座」を登録している方	「支給通知書」を送付 (7月上旬以降に送付予定)	原則、不要	「支給通知書」に記載 (7月下旬以降に支給予定)
マイナンバーカードで「公金受取口座」を登録していない方	「口座確認書」を送付 (7月上旬以降に送付予定)	口座登録が必要 (オンライン又は郵送)	「支給決定通知書」に記載 (7月下旬以降、口座登録手続が完了次第、順次支給)

(4) その他

- ・通知送付時期等の詳細は、大船渡市ホームページでお知らせします。
- ・給付金を装った詐欺（電話での振込口座の聞き取りなど）を防ぐため、大船渡市ホームページ等で注意を喚起します。